

山梨県立大学学生の外国の大学等で修得した授業科目の単位認定に関する規程

(平成27年10月13日制定 大学第2216号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第27条第2項及び第27条の2の規定に基づき、学生が外国の大学等において修得した単位（以下「修得単位」という。）の本学における認定（以下「修得単位認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 修得単位認定の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 外国の大学等において履修した修得単位を対象とする。
- (2) 履修した授業科目の名称にとらわれず、その内容及び授業時間数に基づき単位を認定する。
- (3) 単位の認定は、申請学生ごとに行うこととする。

(申請)

第3条 修得単位認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学修の終了から6月以内に、修得単位認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる申請書類等を添付して、学長に申請するものとする。

- (1) 外国の大学等の発行する成績証明書又は単位修得証明書（以下「成績証明書等」という。）
- (2) 外国の大学等の授業科目の概要が記載されたシラバス、授業概要、履修案内、単位を構成する授業時間数を明示した書類、その他これらに類するもの（以下「シラバス等」という。）
- (3) 成績証明書等及びシラバス等の日本語訳（英語により記載されているものを除く）

(認定作業)

第4条 修得単位認定の作業は、成績証明書等及びシラバス等に基づき、本学の授業科目に相当すると認められる科目について、当該授業科目を担当する教員が行う。ただし、当該授業科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該授業科目が学部専門科目の場合、学部長が指名する本学の専任教員が行う。
- (2) 当該授業科目が全学共通科目及び教職課程科目の場合、全学教育委員長が指名する本学の専任教員が行う。

(修得単位認定)

第5条 学部長は、前条に定める修得単位認定の作業の結果に基づき、修得単位認定のための原案を作成し、学部教授会に提案する。

2 学長は、学部教授会における審議を経て、修得単位を認定するものとする。

(申請者への通知)

第6条 学長は、前条による修得単位認定の結果を修得単位認定書（様式第2号）により申請者に通知する。

(認定単位数の上限)

第7条 卒業認定にあたっては、学則第27条第1項及び第27条の2に規定する認定単位数に抵触しないことを確認する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、修得単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月13日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程施行前の修得単位であって、学則第27条第2項の規定によるもの（第27条第1項の規定による協議が行われたものに限る）については、この規程を準用し修得単位認定を行う。
- 2 前項の規定による修得単位認定の申請期限については、学修の終了から6月以内又はこの規程の施行日から6月以内のいずれか遅い日とする。

(様式第1号)

修得単位認定申請書

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

学籍番号
氏名
住所
電話番号

印

次の科目の既修得単位を認定していただきたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 成績証明書又は単位修得証明書
- 2 シラバス、授業概要、履修案内等の写し 単位の構成時間数を明示した資料等
- 3 成績証明書等及びシラバス等の日本語訳（英語により記載されているものを除く）

本学の授業科目			既修得科目		単位を修得した大学名等	認定の可・否	教員署名欄
科目名	教員名	単位数	科目名	単位数及び講義時間			
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
合計	科目 単位		合計	科目 単位			

